

匠を感じる住まい



平成27年 7月吉日
一般社団法人
三重県古民家再生協会発行

「古民家改修2軒始動! 古民家改修計画が進行中です。」

梅雨も明け、夏の青空のまぶしい季節の中、古民家改修計画が進行中です。

一軒目のお家は、S.24年建築の四日市市K様邸。延べ面積約23坪のこぢんまりとしたお宅ながら、材の選び方や使い方に、当時の大工の匠センスを感じる一軒です。

二軒目のお家は、S.元年建築のいけふ市N様邸。減築も取り入れながら、明るさと断熱。今後のお手入れのしやすさも考慮して計画中です。

限界耐力計算を実施

先程ご紹介した2軒の古民家のお施主様に、ご了解を頂いて、古民家の強度を計測する限界耐力計算をしていくことが決まりました!

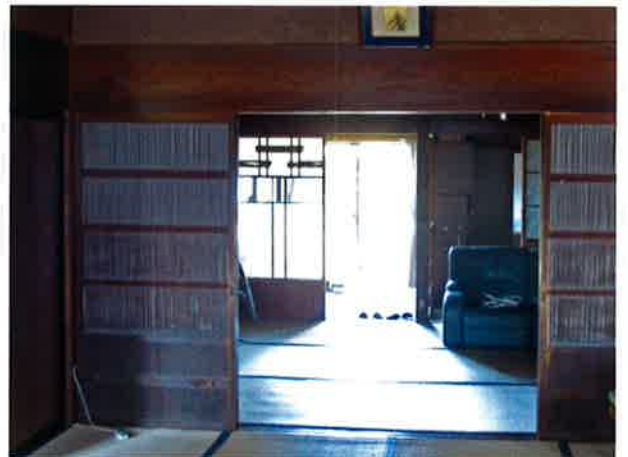
現行の建築基準法の耐力計算で、現代の“在来工法”を中心とした考え方なので、古民家・社寺などの“伝統工法”で造られた建物は、

『耐力なし』と評価されているのが現状です。しかし、実際には、100年以上災害を乗り越えて現存している建物がたくさんあり、伝統工法の強さは、99%の人が実感しています。

今回の限界耐力計算は、伝統工法のための耐震診断である、早稲田式耐震診断を数値的に立証することを目指していこう!というプロジェクトの一部になります。滋賀県立大学、高田先生の協力のもと進行中です。



K様邸小部屋裏の梁です。大工の心意気を感じます。



N様邸、写真の建具や差し鴨居は改修後も使用予定です。

「古民家リフォームに瑕疵保険がかけられるようになります！」

瑕疵保険とは？

住宅瑕疵保険とは、工事に欠陥(瑕疵)があった際に、住宅会社が負担する保証責任をカバーする保険。つまり、瑕疵が見つかった時点で、施工した会社がなくなっていたとしても、保険が適用されるので、施主の負担はほとんどありません。

消費者を守る瑕疵保険。瑕疵保険を利用する業者は、正式に登録が必要で、いわゆる悪徳業者は瑕疵保険をかけることができないのです。

今までは、新築向けが中心だったのですが、「これからはリフォームについても瑕疵保険をかけていきたいと思います」というのが国土省の方針となっています。

リフォーム瑕疵保険登録については、事業者の団体登録が必要になります。きちんとした組織に事業者登録しているということが、業者の信頼評価につながるのです。

そのような社会情勢の中、古民家に瑕疵保険を掛ける唯一の団体として(一社)全国古民家再生協会が来年度より認定される予定です。三重県では、第一号として、造家工房・亀井と弊社(トータルアシストプラン株式会社)の2社が(一社)古民家再生協会の事業者会員となりました。事業者会員には、設計事務所登録か、建設業登録のどちらかと、古民家鑑定士の資格取得が必要です。



本部の(一社)全国古民家再生協会より発行された、事業者会員証です。

～古民家鑑定士講習&試験 今後の開催予定～

8/22(水) 13:00～ 四日市市文化会館

9/15(水) 13:00～ アスト津

10/14(水) 13:00～ 桑名市(会場は未定)

一般社団法人

三重県古民家再生協会

〒510-8016

三重県四日市市

富州原町10-6

TEL: 059-366-3833

FAX: 059-361-1717

✉ info@tap-s.com

ブログも見てネ!



三重県古民家再生協会 検査